

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、車両運行管理業務等を行うA会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C営業所（以下「事業場」という。）の配属となり、D研究所において、マイクロバスの運転代行やメール便の分担表作成等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、D研究所構内にある第一車庫内待機室において1人で事務作業中、D研究所の男性職員が入ってきて、同職員から40分以上私的な話を聞かされた挙げ句、頭部にキスされる等のセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）を受け、その直後から体調不良となり、同年〇月頃からは、動悸、めまい、不安感、不眠等の症状が毎日継続するようになったという。

請求人は、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し「適応障害」と診断され、同月〇日、Fクリニックに転医し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、G医師は、請求人を診察した医師の所見及び請求人の自覚症状等を踏まえ、平成○年○月末頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」を発病したと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、同医師の意見は妥当であり、請求人は平成○年○月末頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を検討すると次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

請求人は、Hからセクハラを受け、その後の会社の対応も適切でなかった旨主張しているところ、確かに、平成〇年〇月〇日に、Hが請求人に近付いてきて後ろから抱きつき、頭部にキスをしたことが認められる。

同出来事について、改めて本件一件記録を精査したが、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的な出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめ評価するが、請求人が受けた行為は身体接触を含むセクハラであったと認められるものの、継続して行われたものとは言えず、会社が適切かつ迅速に対応し本件疾病発病前に解決したものと認められることから、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないものと判断する。したがって、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。